

平成29年12月22日開会

第684回むつ市教育委員会
追加議案

目

次

議案第2号 むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会設置
要綱の制定について（学校教育課）

議案第2号

むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会設置要綱の制定
について

むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会設置要綱を次の
ように制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則
第1条第9号の規定により教育委員会の承認を求める。

平成29年12月22日

むつ市教育委員会

教育長 遠 島 進

提案理由

本案は、小学校の運動部活動から地域スポーツ活動への移行にあたり、学校、保護者、地域の理解を得ながら、小学生がスポーツ活動に親しめる環境づくりを目的として、協議会を設置し、望ましい環境づくりを推進するため、要綱を制定するものであります。

むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会設置要綱

平成 年 月 日公表
むつ市教育委員会訓令甲第 号

(設置)

第1条 小学生のスポーツ活動の現状及び課題を踏まえ、小学生にとって望ましいスポーツ活動の在り方について検討するため、むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、教育長に報告するものとする。

- (1) 小学生スポーツ活動についての課題及び解決策に関すること。
- (2) 小学生スポーツ活動に対する、学校、家庭及び地域の役割に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、小学生にとって望ましいスポーツ活動に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 小学校長
- (2) 中学校長
- (3) スポーツ団体関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当であると認める者

2 委員のうち、その者が勤務する事業所等の業務の一環として従事する者以外の者には、謝礼金及び費用弁償を支給する。

3 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、教育長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

小学校運動部活動からスポーツ少年団等への移行計画(案)

教育委員会

1 目的

- (1) むつ市の教育課題である学力向上、不登校児童生徒の減少等の教育課題の解決に職員が専念できる学校づくりを推進する。
- (2) 児童数の減少により集団スポーツの部活動継続が困難な小学校が増えていることや、専門的な指導のできる教職員の減少と高齢化が今後ますます進行することをふまえ、持続可能なスポーツ環境を整える。

2 基本方針

- (1) 平成31年度末までに小学校運動部活動からスポーツ少年団等の地域スポーツ活動への移行を目指す。
- (2) 「移行のメリット」及び「課題～解決の手立て」を伝え、学校、保護者及び地域の理解を得ながら移行を進める。
- (3) スポーツ少年団等への移行後も、学校、保護者及び地域が協力し合い、総ぐるみで集団スポーツを持続可能とする体制づくりを構築する。

3 移行のメリットと主な課題～解決の手立て

(1) 移行のメリット

- ① 競技経験者等から、よりの確な指導が受けられる。
- ② 児童が他学区のスポーツ少年団に参加することができることでスポーツの選択肢が広がる。⇒小規模校の児童が他学区のスポーツ少年団に参加可能。
- ③ 学校の負担を軽減することで、教員が今まで以上に教育活動の改善に専念できる環境が整う。
- ④ 職員の異動があっても指導体制を継続することができる。

(2) 主な課題～解決の手立て

| 主な課題 | 解決の手立て |
|--------------|--|
| (a) 指導者の確保 | ①現在の部活動の協力者を中心とした地域での指導者募集 ②市民広報やHPでの指導者募集と指導者バンクの創設 ③体育協会や各種団体への協力依頼 ④スポーツ少年団認定員講習会・コーチライセンス取得等の補助 ⑤むつ市小学校スポーツ活動の指針による過熱防止と応援マナーの向上 |
| (b) 関係者の理解促進 | ①全小学校でのPTA等説明会への支援(他学区スポーツ団体の周知も含む) ②学校評議員会等の地域、接続する中学校、体育協会、スポーツ少年団等関係機関等への説明 ③むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会の設立(下記参照) |

【むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会】

- ①委員…むつ市校長会会長・副会長、下北小学校長会会長、下北中体連会長、市連P会長、むつ市体育協会会長、スポーツ少年団下北本部長、市民スポーツ課長
教育長が必要と認める者
- ②事務局…学校教育課

| ③内容 | 内 容 |
|--------|--|
| 29年度 | ①市内小学生のスポーツ活動全般の現状把握と課題解決 ②小学校スポーツ活動の指針の作成と周知 ③市内小学生の持続可能なスポーツ活動の在り方 ⇒小学校運動部活動のスポーツ少年団等移行と課題解決 …移行への行程表(理解・周知・協力体制) ⇒学校・地域・スポーツ少年団等・他団体との協力体制 …活動場所(施設利用)、待機時間、終了時刻、 指導者・支援者等 |
| 30年度以降 | 小学生スポーツ活動全般の現状把握と課題解決⇒年1回定例会開催 |

4 移行までのスケジュール

| 年 | 月 | 動 き |
|----------------------------|-----|--|
| 29年度 | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・むつ市校長会⇒スポーツ少年団移行に関する最終報告 ・第3回校長会と教育委員会の合同会議 ⇒小学校スポーツ活動の現状と移行の見通しを説明 ・むつ市教育委員会 ★平成31年度末までに移行する方針と計画を決定 |
| | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会の発足 ⇒現状の確認、小学校からの要望も含め計画等を検討 ★平成31年度末までに移行する方針と計画を確認 ・スポーツ少年団運営研修会 |
| | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内全小学校のPTA(参観日等)、学校評議員会等で説明 ・スポーツ少年団等移行希望校でのスポ少参加&待機児童の把握 ・第2回むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会 ⇒「むつ市小学生スポーツ活動の指針」検討 |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度移行の小学校への体制づくり協力(関係機関との調整等) ・第3回むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会⇒指針の策定 |
| 30年度 ↓ 小学校移行 措置開始 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・【移行する小学校】PTA総会、学校評議員会等で取組状況を説明 ・第1回校長会と教育委員会の合同会議⇒移行に関する説明 ・むつ市体育協会総会 ⇒移行に関する説明 ・指導者バンク要綱作成 |
| | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回校長会と教育委員会の合同会議⇒状況の把握と課題の改善 |
| | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学生スポーツ活動連絡協議会定例会⇒状況の把握と課題の改善 |
| | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回校長会とむつ市教育委員会の合同会議 ⇒小学生スポーツ活動に関する情報交換 ・指導者バンク創設 |
| | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに移行する小学校への体制づくり協力(関係機関との調整等) |
| 31年度末 | | ★市内全小学校の運動部活動がスポーツ少年団等へ移行 |

